

野上小学校いじめ防止基本方針

紀美野町立野上小学校
平成26年3月28日作成
平成29年5月10日改訂

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、将来にわたって、いじめを受けた児童を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、連絡協議会、附属機関、組織等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】より

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童の言動をきめ細かく観察するものとする。

（1）いじめの認知について

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行うものとする。また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ア 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- イ 「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ウ 外見的に、けんかのように見えることでも、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、事実の全容をしっかりと見極め、児童が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- エ インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童生徒が判明した場合は、いじめと判断

して適切な対応をとる。加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。

(2) 具体的ないじめの態様

いじめは、冷やかしからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

(暴力を伴うもの)

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 等

(暴力を伴わないもの)

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 金品をたかられる
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 落書き等により誹謗中傷される 等

3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。とりわけ、嫌がらせいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度もくり返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題、観衆としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺での暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように取り組む。

いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

4 いじめの防止等の実施すべき施策

(1) いじめの防止等の対策のための組織

- ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる『学校対策組織』を設置する。
- イ 学校対策組織の構成員は次の通りとする。

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、当該児童の担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理、福祉等の専門的知識を有するもの等
ウ 学校対策組織は次のような役割を担う。

【未然防止】

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

いじめの早期発見のため、いじめ相談・通報を受ける窓口としての役割

いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行）

（２）いじめ防止等に関する措置

i) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的に問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する取組を行う。

ア 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に自主的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

イ 児童に対するアンケート・聴き取り調査を行う児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

ウ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認めあえる人間関係や学校風土をつくる。

ii) 早期発見

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い

段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することに務める。

- ア 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようなアンテナを高く保つ。
- イ 学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく。実施にあたっては、児童が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。いじめアンケートを各学期に実施、必要に応じて回数を増やすこととする。アンケートの保存期間は5年間とする。学級担任等は、いじめアンケートの結果について気になることがあれば、学年主任や生徒指導主任等に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。また、日常取り組んでいる個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で交わされる日記等も活用する。
- ウ 児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応する。定期的に個人面談や、保護者を交えた三者面談を実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、スクールカウンセラー等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

iii) 早期対応

いじめを認知した場合、次のア～エに留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

ア 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

イ 事実確認

いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

ウ 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、専門的な知識を有する者等の協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた児童やその保護者への支援や、いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

エ 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に必要に応じて提供する。

iv) いじめに対する措置

- ア 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげていく。
- イ 教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- ウ 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守り通す。

(3) 学校教育における取組

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行う。特に、全ての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア すべての授業を通じた、「心豊かに たくましく 学び続ける」教育の充実

協働的な活動ができ、お互いを認め合い、集団としての向上心が高められる取組みを行う。

イ 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、児童生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

ウ 児童会・生徒会活動等の活性化

学級活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

児童が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、児童による自的・主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

エ 児童生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

オ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、児童に授業規律を徹底させるとともに、児童にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

カ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTA等と定期的に情報交換したり、地域共育コミュニティや学校評議員の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

キ インターネット上のいじめの防止

児童にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(4) 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。中でも、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

(5) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、被害の拡大を避けるため、必要に応じてネットトラブルに対応できる専門機関（法務局等）に指示を仰ぎ、当該児童及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談し、援助を求める。

(6) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、学校いじめ防止基本方針の内容確認やマニュアルやハンドブックなどを活用し、校内研修を年2回（4月・8月）を基本とし、必要に応じて随時実施する。

(7) 家庭・地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域・家庭との連携が必要であり、組織的に連携・協働する体制を構築していく。保護者や地域住民との信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、PTA総会や三者面談等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりして、校外での児童生徒の様子を把握する。コミュニティスクールの等の活用も視野に入れるものとする。

(8) 継続的な指導・支援

学校対策組織やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議等を定期的に行い、児童の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動を継続

的に把握する。

(9) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、学校対策組織を中心に学校基本方針を本校の実情に即し、機能しているかを点検し必要に応じて見直しを行う。

(10) その他

<いじめの解消とは>

①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年度 文部科学省）」を指針として対策を講じる。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

- イ 学校対策組織が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査の際、調査方針の説明（目的・調査主体・期間・調査事項・結果提供）を児童やその保護者に説明するなどの措置を行う。その際、加害児童及びその保護者からも意見を聞き取る。
- エ 調査により明らかになった事実関係及び、その後の対応方針について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。また、教育委員会に対して報告・説明を行う。
- オ ウ・エに関し、情報提供及び説明は個人情報保護条例に照らし合わせ、適切に生
理して行う。
- カ 加害者及びその保護者に対し、事実関係の説明を行い、また、再発防止に向け他
の児童、又は保護者に対し説明を行うことを検討する。